すべてのステークホルダーの皆さまのために

TOMOEGAWA

社会・環境報告書

2011

●ごあいさつ

2011 年版「社会・環境報告書」をご覧いただき誠にありがとうございます。

年度方針として「『シュリンク』から『グロース』へ」を掲げて取り組んだ 2010 年度ですが、夏場以降、世界経済全体が踊り場を迎えたこと等から当社連結売上高は若干の減収となりました。但し、利益面では経営合理化策によるコスト削減に加えて比較的収益性の高い製品の売上が好調だったことから大幅な増益を実現し、4 年ぶりの復配を実現することが出来ました。

一方、年度も終盤に入った 3 月 11 日には、東日本大震災が発生し、数万人に上る犠牲者を出す大惨事となりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、今も不自由な生活をされている被災者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。尚、当社は、会社からの拠出に加えて社員からも義援金を募り、中央共同募金会に募金したことを併せてご報告致します。

震災による当社グループの被害については、一部子会社で短期的に生産・出荷が滞ったものの、人的被害や設備損壊等は無く、昨年度業績への影響は軽微に止まりました。しかし、直接的な被害に遭った取引先が多々あり、震災直後から原材料や物流の確保に全社をあげて取り組みました。調達困難な材料については、開発型企業の原点に返って処方変更等で対応し、納期調整等のお客さまへのご迷惑は最小限に止めることが出来ていると自負しております。現在の日本経済は網の目のように張り巡らされた経済循環・取引関係によって密接に繋がっており、その重要な歯車のひとつである当社が生産を維持することは、創業精神に掲げる「社会貢献」のあるべき姿であると確信しております。

今後、震災影響は販売面にも現れることが見込まれ、今期業績は減収減益を余儀なくされるものと思われますが、2011 年度方針を「『日本復興への貢献』と『成長に向けた再挑戦』」と定め、震災影響の逸早い克服を通じて日本経済の復興に貢献するとともに、復興後の環境変化に伴う新たな成長機会を確実に捉えて参る所存です。

以下、話題を「社会・環境報告書」の本題に戻します。

昨年度の安全衛生関係の取り組みでは、静岡事業所が安全管理特別指導事業場の指定を受け、年 3 回の査察を受けるとともに、リスクアセスメントの導入、安全提案の具現化、KYT 活動のグループ企業への展開に取り組んできました。今年度も最重要課題の一つとして「安全最優先の徹底」を挙げ、通勤時、輸送時も含め無事故・無災害を目指し再チャレンジすることとしています。

また、主要拠点が東海地震の想定域内に位置する当社としては、東日本大震災の教訓を最大限活かすべく、東海地震対策や緊急避難体制の抜本的見直しに着手しています。

内部統制の側面では、財務報告に係る内部統制の整備と運用を義務付ける金融商品取引法に則り、J-SOX 委員会を牽引役として、グループ会社を対象とした全社的な内部統制並びに財務諸表作成に

関わる業務プロセスの構築強化に当たり、2008 年度より財務報告に係る内部統制評価を継続して実施しております。その結果、過去 2 年間に引き続き、「内部統制は有効である」とした報告書を 2011 年 6 月に提出の予定です。

次いで環境に目を転じますと、当社の二酸化炭素排出量は、1995 年のパルプ製造からの撤退（新宮工場閉鎖）、2007 年の重油から液化天然ガスへのエネルギー転換に加えて、工務グループがエコテクプロジェクトとして省エネに取り組んだ結果、京都議定書の基準年である 1990 年比で 56%の削減を実現しています。この内、エネルギー転換による二酸化炭素排出量の削減分は、東京都の排出権取引への活用を検討中です。

以上の活動に加えて、弊社は従前より、世界遺産の熊野古道が通る約 3,400ha に及ぶ山林を保有し、国土の保全、生態系の維持、二酸化炭素の吸収などを通じて環境の保全に貢献しております。この活動について、日本林業経営者協会による適切で持続的な森林管理がなされ生物多様性が保たれている森林を評価認定する「フォレストック認定制度」の活用を検討しています。今後もグリーンチップ®（＊）の名に相応しい環境への取り組みを継続して参る所存です。

＊グリーンチップ®：当社は、2006 年版「社会・環境報告書」より、環境問題へ真摯に取り組んでいる自らの姿を「グリーンチップ®」と呼び、独自の社会貢献・環境保全策について検討を進め、具体的な取り組みを報告しています。

今回で当社「社会・環境報告書」も通算第 6 号、ホームページ上での公開としてから 4 回目を迎えました。今後とも、より一層内容の充実を図って参ります。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。

株式会社巴川製紙所
代表取締役社長

井上善雄

【目 次】

ごあいさつ 2

目次、編集方針、お問い合わせ先 4

社会への取り組み 5

●防災への取り組み 5

●安全への取り組み 6

●人への投資・人材育成 8

●ステークホルダーとの対話 9

環境への取り組み 11

●環境に対する基本的な考え方 11

●環境保全活動の推進 12

●環境配慮製品と環境関連サービス 14

●製造工程での環境負荷低減 15

●化学物質・環境関連物質への対応 18

●環境会計 19

[巻末資料] コーポレート・ガバナンス体制 20

【編集方針】

当社および当社グループの社会・環境活動をご紹介する「社会･環境報告書」は今年で 6 回目の発行となります。今回は、昨年同様に内容をコンパクトなものとしました。

また、作成・編集といった本報告書に係る作業は基本的に社内で行いました。このため、読みにくい部分もあるかもしれませんが、ご容赦いただきたく存じます。

皆さまからのご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

報告組織の範囲

本文中で「TOMOEGAWA」「当社」と記載している場合は、TOMOEGAWA（単独）を表しています。特に記述のないものに関しては TOMOEGAWA グループ全般を対象としています。

報告対象期間

2010 年度（2010 年 4 月～2011 年 3 月）の当社および当社グループの社会・環境活動を報告しています。

【お問い合わせ先】

1．TOMOEGAWA ホームページ　http://www.tomoegawa.co.jp/

2．直接お問い合わせいただく場合

〒421-0192 静岡県静岡市駿河区用宗巴町 3-1
TOMOEGAWA コンプライアンス統括室
電話：054-256-4187
FAX ：054-256-4197

社会への取り組み

当社は、1914 年の創業以来、「誠実」、「社会貢献」、「開拓者精神」を旨とする「創業精神」に基づき、事業活動を続けて参りました。この創業精神は、これまでの、またこれからの当社の事業活動における行動原理となるものであります。

１．誠　　実　　我々は事業に対しても、人に対しても誠実を旨とする
２．社会貢献　　我々は事業を通じて社会に貢献する
３．開拓者精神　我々は開拓者精神をもって事業に挺身する

当社グループは、行動原理に基づきコーポレート・ガバナンス及び内部統制の一層の充実を目指し、活動に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制に関しては、巻末の資料をご覧ください。

●防災への取り組み

東海地震対策や緊急避難対策の抜本的見直しに着手

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、想定された以上の被害が発生しており、当社においても、従来の東海地震の被害想定を基本にした対応マニュアルに東海地震、東南海地震及び南海地震が同時に発生した場合の津波被害想定を加え、地震対策や緊急避難対策の抜本的見直しに着手しております。

これまでは、震度 5 以上の地震が発生した場合についての対応として「東海地震基本対応マニュアル」を整備してきました。これは、静岡事業所及び清水事業所の立地条件や、当社製品の特殊性等の実態に即した地震防災対策を構築するため、『(1) 従業員の安全の確保、(2) 会社資産の保全、(3) 事業の維持・継続、(4) 地域社会への協力』を基本方針に、万一の際の対応手順を定めたものです。

ただし、これは静岡県東海地震第三次被害想定を元に策定したもので、用宗海岸で津波は高さ3m、静岡事業所は津波被害なしとの想定となっていました。静岡事業所は、用宗海岸から1km以内にあります。当社は大震災からの教訓として、津波被害発生可能性があると判断し、高台となる緊急避難場所の確認、これまでの集合・点呼してからの避難ではなく、大きな揺れを感知した場合は、まず高台への避難を行うなど避難対策の見直しを進めています。

更に、基本対応マニュアルに基づき、静岡・清水両事業所には、予防措置と早期復旧のための対策として、「静岡事業所地震防災規程」「清水事業所地震防災規程」を備え、本社には「本社防災クイックマニュアル」を定めており、これらの見直しも進めます。

当社は、万一の事態に対しても強靭で、迅速に適切な対応の取れる組織であり続けます。

防火・防災一環管理体制を構築

2009年6月に施行された「消防法の一部を改正する法律」は、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の切迫性にかんがみ、大規模事業所における自衛消防組織の設置、防災管理者の選任等により自衛消防力の確保を図るもので、これまでの防火対策に加え災害時にも効果的な防火活動ができることを求めています。これに合わせ、当社も防火・防災一環管理体制を構築した防災計画を消防機関に届け出ています。

当社は、災害時におけるリスクの最小化を目指す一環として、自衛消防団を組織しています。2010 年 10 月には、所轄消防署の応援を得て、自衛消防組織による消防車操法訓練を行うとともに部門毎の消防総合演習として屋外消火栓操法訓練を実施するなど従業員の災害対応へのレベルの維持・向上を図っています。

●安全への取り組み

当社は、「安全は利益に優先する」との揺るがぬ方針を徹底しています。この方針の下、経営トップから製造現場に至るまで一丸となって、「ゼロ」災を目指し、日々安全衛生活動を展開・推進しています。

労働災害の撲滅に向けて

2010 年の安全活動は、『従業員一人ひとりの安全意識向上』を目標にして推進しました。発生した労働災害は 14 件（休業 2 件・不休 12 件）と、2009 年の 11 件（休業以上 1 件・不休 10 件）を上回り、内訳では転倒・落下による災害が 1 件から 5 件に増加するなど、うっかり・不注意に対する災害に課題を残しました。一方、重篤災害につながる「挟まれ・巻き込まれ」災害は、6 件から 4 件に減少しています。

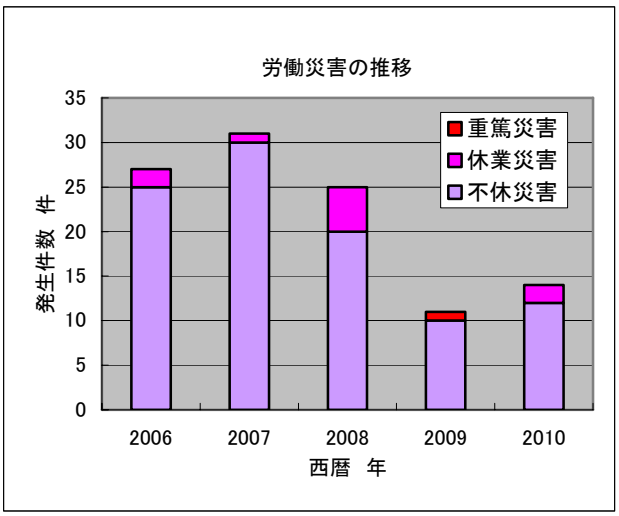

安全意識向上と安全提案の具現化

今年度も引き続き、役員・従業員による朝の立哨による安全意識向上に取り組むとともに、安全提案の具現化と、当社およびグループ会社への KYT（危険予知トレーニング）研修の開催による安全教育を行い、ハード・ソフトの両面から安全活動を展開しました。

１．朝の立哨活動

あいさつ運動と安全の呼びかけは、一人ひとりへの声かけ運動として全部門が協力して実施しました。安全意識の向上を図る基本的な活動です。

２．安全提案の具現化

構内での標識・表示の設置、グリーンベルトの再塗装、通路の補修、照明の設置など、従業員からの安全提案を具現化し、継続的に改善を行っています。

グリーンベルトの整備、見直しを実施

３．安全教育の実施

①危険体感教育の実施

重篤災害につながる手や腕の挟まれ･巻き込まれ事故を擬似体験できる外部施設を職場の代表者 10 名で訪問しました。安全には配慮された装置ですが、挟まれ・巻き込まれ状態を経験することで、災害の怖さが実体験できました。災害を起こさない強い意識付けに結びつくものと考えています。

②KYT 研修

2008 年から取り組んでいる KYT 研修については、静岡・清水両事業所の未受講者を対象として実施し、グループ会社の昌栄印刷㈱や㈱テクニカ巴川にもトレーナーを派遣しています。

KYT 研修で安全唱和を実践

引き続き、基本的な活動としてルールの定着・徹底、安全教育による意識向上、KYT 活動の習慣化を推進していきます。

●人への投資・人材育成

教育体制、人事・賃金制度の充実に向けて

当社では、事業運営の根幹は「人材」にあるという考えのもと、企業の継続的発展と新たな成長領域にチャレンジできる人材の育成を行っています。従業員が自主的に自己啓発や能力開発に取り組み、各人の自己実現を達成できるよう、きめ細かな仕組みを整え、必要な支援を実施しています。

＜教育体制（OFF - JT）＞

階層別研修	テーマ別研修	選抜研修	自己啓発支援
●新入社員導入研修	●特許・知的財産研修	●経営幹部養成研修	●スキル・資格
●新入社員フォローアップ研修	●法務研修	●マネジメント研修	公的資格取得
●中堅社員研修	●コンプライアンス研修	●海外要員育成研修	●語学
●新任管理職研修	●考課者研修	●リーダーシップ研修	TOEIC 受験
	●メンタルヘルス研修	●コミュニケーション研修	社内語学教室（英語・中国語）
		●課題発見・問題解決研修	

＊1　OJT：“On the Job Training”の略。実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、あるいは態度や価値観などを身に付けさせる教育訓練。
＊2　OFF-JT：“Off the Job Training”の略。職場を離れて行う人材教育。ビジネススクールへの通学、講師やインストラクターによる集合研修など。

＜主な人事制度＞

制度名	概要
目標管理制度	全部門の業績向上と組織の活性化を目指した制度。
自己申告制度	人材育成の面から年に 1 回、自己の業務内容や異動希望などを上司に申告。
育成面接制度	人材育成および組織管理のため年 1 回～2 回の上司と部下の面談を実施。
社内ＦＡ制度	自らの意思で異動したい部門に応募でき、面接合格の場合には異動可能。
社内公募制度	部門からの募集に応募でき、面接合格になった場合は異動可能。
従業員表彰制度	業務改善や発明、製品開発などの面で顕著な成果をあげた従業員を表彰。
上司評価アンケート	年に 1 回、上司のマネジメント・業務に対する姿勢などに関して部下が評価。

障害者雇用への取り組み

当社には 2011 年 3 月現在、障害をもつ従業員が 4 名在籍し、各種業務に従事しています。今後も継続的な採用に努めるとともに、職場環境の整備を行うなど、障害者の活躍の場を広げるための施策を進めていきます。

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
障害者雇用数	9 名	9 名	9 名	7 名	5 名	4 名
雇用率	1.63%	1.54%	1.85%	1.89%	2.02%	1.45%
法定雇用数に対する過不足数	▲1	▲2	+1	+1	+1	▲1

●ステークホルダーとの対話

私たちが考えるステークホルダー

企業はさまざまなステークホルダーとかかわりながら活動を行っています。私たち TOMOEGAWA グループは、お客さま・株主さま・取引先・地域社会・従業員など、事業活動に直接関係する方々に限らず、社会との接点になる団体・官庁・企業・個人なども含め、すべてをステークホルダーとして捉えています。

TOMOEGAWA グループは、これらステークホルダーの皆さまに対して、積極的なディスクロージャー（情報開示）を行っていくことはもちろん、皆さまとの対話を通じて、より良い関係の構築に取り組んでいます。

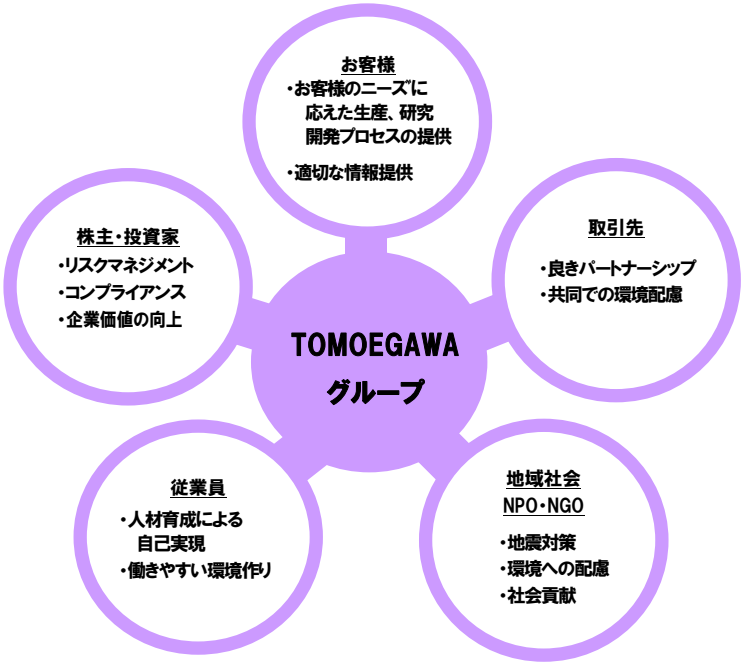

清水エスパルスをサポート

当社は広告協賛等を通じて、Ｊリーグ「清水エスパルス」のサポートを続けています。

これは「サッカー文化を通じて多くの人々と感動を分かち合い、地域スポーツ文化の発展に寄与する」という清水エスパルスの基本理念に賛同したことによります。

今年度も清水エスパルスのホームグラウンドである「アウトソーシングスタジアム日本平」に TOMOEGAWA のアドボードを掲出し、清水エスパルスとＪリーグを応援します。

アウトソーシングスタジアム日本平

TOMOEGAWA のアドボード

工場見学会

当社は工場見学会等を開催し、地域社会に開かれた企業を目指しています。工場見学会等は、地域の皆さまの生涯学習の一助としてお役に立つと同時に、私ども TOMOEGAWA へのご理解を深めていただく良い機会として捉えております。

清水工場説明会

夏休み親子見学会
（長田生涯学習ｾﾝﾀｰ主催）

地域の美化活動

静岡･清水の両事業所で、地域の清掃活動を実践しています。静岡事業所では、年 4 回の用宗・石部の海岸清掃と、年 2 回の安倍川の河川敷清掃（静岡市主催の安倍川･藁科川アドプトプログラムへの参加）を実施し、清水事業所でも三保海岸の清掃や、興津川の河川敷清掃（興津川アドプトプログラムへの参加）を行っています。

用宗石部海岸清掃

安倍川河川敷の清掃活動

事業場周辺の清掃活動

当社は、静岡・清水の両事業所において、毎月 1 回、事業所周辺の道路などの清掃活動を行っています。これらの清掃活動が静岡市に認められ、「道路サポーター」として認定を受けています。今後も引き続き、事業所周辺地域の美化活動を行っていきます。

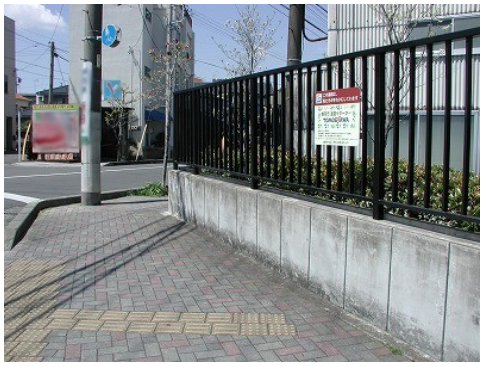

清水事業所の認定証

静岡事業所の認定証

環境への取り組み

●環境に対する基本的な考え方

当社は、自らを「グリーンチップ®」企業と称しています。「グリーンチップ®」とは、米国株式市場で、長期間の優れた業績・安定した収益・卓越した経営力などを備えた超一流企業を「ブルーチップ」と呼んでいることになぞらえ、環境をイメージする「グリーン」の語を冠したものです。環境問題・環境保全活動に対して真摯な取り組みを行うことで、「グリーンチップ®」の名に相応しい、環境への取り組みにおける超一流企業を目指します。

当社社有林のひとつ添谷山（和歌山県新宮市）

当社では、環境配慮に役立つ製品の提供、CO_2の発生抑制や削減を意図した生産活動、省エネ・省資源を意識した事業活動を積極的に行っているほか、国土の保全、生態系の維持、CO_2吸収などに大きく寄与する山林の経営も行い、和歌山・三重・奈良と、四国の高知の各県に合わせておよそ3,440ha の社有林を保有しています。この広さは、東京ドーム(面積 46,755 ㎡)にたとえると約 730 個に相当する広さとなり、社有林が吸収する CO_2 は年間約 1.5 万トンを超えると推計されています。社有林の規模としては決して大きくはありませんが、当社が事業活動で排出する CO_2 を一部でも樹木等に固定することで、環境への負荷の軽減に役立っています。

また、新巴川製紙㈱は FSC 森林認証を受け、持続可能な森林資源の活用を促進しております。

当社は「グリーンチップ®」企業として、限りある地球環境を守り育て、社会とともに歩む、環境とエコロジーを常に意識した企業を志向しています。

当社社有林の分布

●環境保全活動の推進

当社は、下記の環境方針に基づき、環境保全活動に取り組んでいます。

株式会社 巴川製紙所 静岡地区 環境方針

基　本　理　念

巴川製紙所は創業精神である「誠実・社会貢献・開拓者精神」を基本理念とし、地球規模の環境保全を実現するために、「事業活動と環境との調和」を経営の最重要課題と位置づけ、全従業員の参加による環境保全活動に努める。

基　本　方　針

巴川製紙所　静岡地区は以下の方針に基づき、研究・開発・製造における活動、製品及びサービスの提供と環境との調和を目指す。

（1）環境目的・目標を定め、その実現を図ると共に、環境マネジメントシステムの見直しを行ない継続的改善に努める。
（2）環境側面に関係する法的要求事項及び静岡地区が同意したその他の要求事項を順守する。
（3）利害関係者とのコミュニケーションの円滑化を図り、環境の改善と保全に努める。
（4）静岡地区で働く人に環境教育を行ない、この環境方針をよく理解させ実践させる。
（5）この環境方針は社外の求めに応じ、いつでも公開する。
（6）具体的重点施策として以下の項目に取り組み、特に地球温暖化防止・資源の有効利用・環境汚染の予防推進に努める。
　① 環境に配慮した製品の開発に努める。
　② 温室効果ガスの排出削減を図る。
　③ 産業廃棄物の発生を削減し、ゼロエミッションを図る。
　④ 排水及び排出ガスを管理し、地域の環境の改善と保全に努める。
　⑤ 環境関連物質を管理し、使用の削減・廃止に努める。

2010 年 4 月 1 日
執行役員事業推進本部長
大澤　泉

環境保全活動組織

当社は環境保全活動を効果的に実行するために、環境保全活動組織を整備し、運用しています。

環境方針や環境目的・目標、環境マネジメントシステムの運用状況などは、環境保全活動組織を通じ、関連する従業員に伝達され、徹底を図っています。

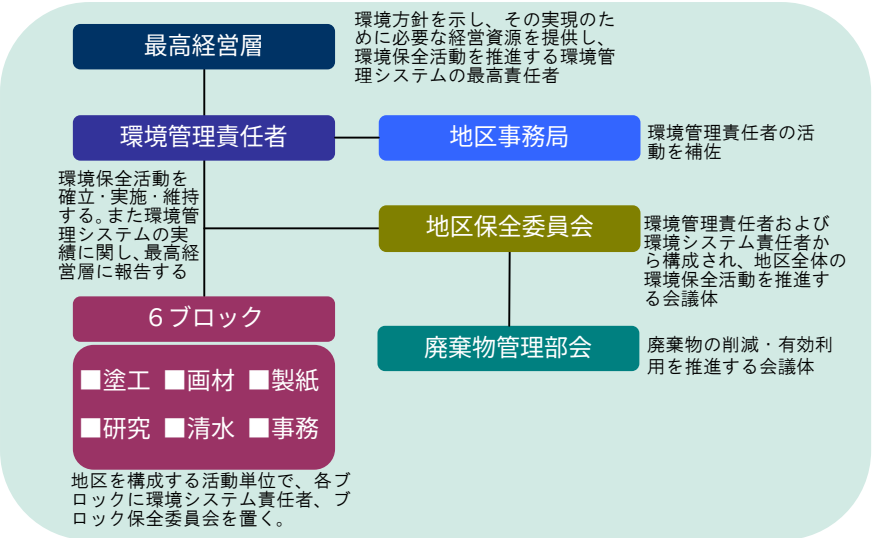

ISO14001の取り組み

当社は環境保全活動を効果的・効率的に推進するため、環境マネジメントシステムを構築し、2001 年 2 月に ISO14001 の認証を取得しました。2008 年 12 月には当社子会社の㈱テクニカ巴川を適用範囲に加え積極的に環境保全活動を展開しています。

ISO14001
マネジメントシステム登録証
登録証番号：JQA-EM1325
登録事業者：
株式会社　巴川製紙所
静岡事業所
静岡県静岡市駿河区用宗巴町３番１号
ISO 14001 :2004 ／ JIS Q 14001 :2004
登録日　：2001年 2月 16日
登録更新日　：2010年 2月 16日
改訂日　：2011年 2月 18日
有効期限　：2013年 2月 15日
財団法人　日本品質保証機構
理事長
JQA

ISO14001
付属書
登録証番号：JQA-EM1325　1 / 1
登録事業者：
株式会社　巴川製紙所
静岡事業所
登録活動範囲：
プラスチック材料加工事業、製紙・塗工紙関連事業、物流サービス、分析サービス
関連事業所：
・株式会社　巴川製紙所　清水事業所
静岡県静岡市清水区入江１丁目３番６号
・株式会社　テクニカ巴川
茨城県鹿嶋市鉄道３０７５－８
［プラスチック材料加工事業］
構内関連企業：
・新巴川製紙株式会社
［製紙・塗工紙関連事業］
・新巴川加工株式会社
［巴川製品の仕上加工］
・巴川物流サービス株式会社
［巴川製品の出荷、保管］
・株式会社　トッパンTOMOEGAWAオプティカルプロダクツ
［プラスチック材料加工事業］
登録日　：2001年 2月 16日
登録更新日　：2010年 2月 16日
改訂日　：2011年 2月 18日
有効期限　：2013年 2月 15日
財団法人　日本品質保証機構
理事長
JQA

生物多様性への取り組み

地球上に存在する全ての生物に対して、企業は事業活動を通じて様々な影響を与えており、当社もその例外ではありません。地球環境を構成する一員としての認識の下、日々、環境への負荷低減に取り組んでおりますが、当社の事業活動によって影響を与える生物多様性への対応も経営課題のひとつとして認識し、下のような取り組みを進めています。

（1）持続可能な森林経営

社有林においては、CO_2 の吸収（固定）が長期にわたり可能である長伐期施業を人工スギ・ヒノキを対象に導入し、健全な林内環境作りを目指し的確な管理を行っています。

（2）責任ある原料調達

新巴川製紙㈱は、木材原料調達を通じた環境保全および持続可能な森林経営の推進を図るため、木材原料調達に関する基本方針として、

1）調達する木材原料が、合法性、持続可能性の証明されたものであることの確認を推進する。

2）森林認証を取得した森林から伐採され、生産された木材原料の調達を推進する。

を掲げ、木材調達を通じて環境保全および持続可能な森林経営の推進に取り組み、一部の製品で FSC 認証を得ています。

（3）社会的な環境貢献活動（10 ページにも記載）

地域の美化活動として、静岡・清水事業所近隣の海岸清掃、河川敷清掃を実施しています。また、事業所周辺の道路などの清掃活動を行っています。

●環境配慮製品と環境関連サービス

これまで当社で培った技術を生かし、環境への負荷の軽減や省エネルギーなどに考慮した環境配慮製品、環境改善に有用な環境関連サービスを提供しています。その中から代表的な環境配慮製品と環境関連サービスを紹介します。

環境配慮製品		特　　徴
カラー複合機／ カラーレーザープリンター用 耐水紙		カラー複合機やカラーレーザープリンターで印刷可能な、ラミネート加工が不要な耐水紙です（製品名：エコクリスタル®）。プライスカード、POPなどで耐水性が要求される用途に最適です。また、特殊材料を使用していないため、使用後は可燃ごみとして廃棄可能です。
環境配慮型 樹脂トナー		人体・生物への直接的な影響を最小限に留めた樹脂を使用しています。
低温定着トナー		複写機やプリンターでトナーとして使用されますが、より低温で定着できるため消費エネルギーが節約できます。
粘土鉱物フィルム		粘土鉱物フィルムは、「粘土」を主な原料として製造。石油由来の成分を原料とする一般的なプラスチックフィルムと比較し、環境にやさしい材料となっています。また、高温下でも性能劣化が少ないその特性は、アスベスト（石綿）の代替材料としての利用も期待されています。

環境関連サービス		特　　徴
環境測定サービス		有機溶剤・粉じん・騒音などの作業環境を測定し、環境管理をサポートしています。
ICP-MS 装置による 分析サービス		水・土壌・食品中の環境関連物質が測定可能（溶液試料もしくは固体試料であっても酸分解できれば可能）で、多元素同時分析及び高感度（超微量［1ppb 以下］レベル）分析を行います。

●製造工程での環境負荷低減

省エネへの取り組み

当社では、2008 年 5 月の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）改正に対応し、従来管理していた静岡事業所・清水事業所に加え、東京本社・大阪営業所・新宮出張所に管理範囲を拡大しています。省エネへの取り組みでは静岡事業所内の小型ボイラー25 台の発停台数を負荷に応じて適正となるよう自動制御し、従来比で LNG 使用量として 4.1%削減しました。工務グループが行っている「エコテクプロジェクト」で工場内のインフラ改修や設備更新を進め、効率的なエネルギー利用に努めています。

CO_2の排出状況

静岡事業所では 2007 年 8 月に重油ボイラーを LNG を燃料とする小型貫流ボイラーへと燃料転換を実施し、二酸化炭素の排出量削減に着実に効果を上げておりますが、2010 年度は生産量の増加により若干の増加となっております。

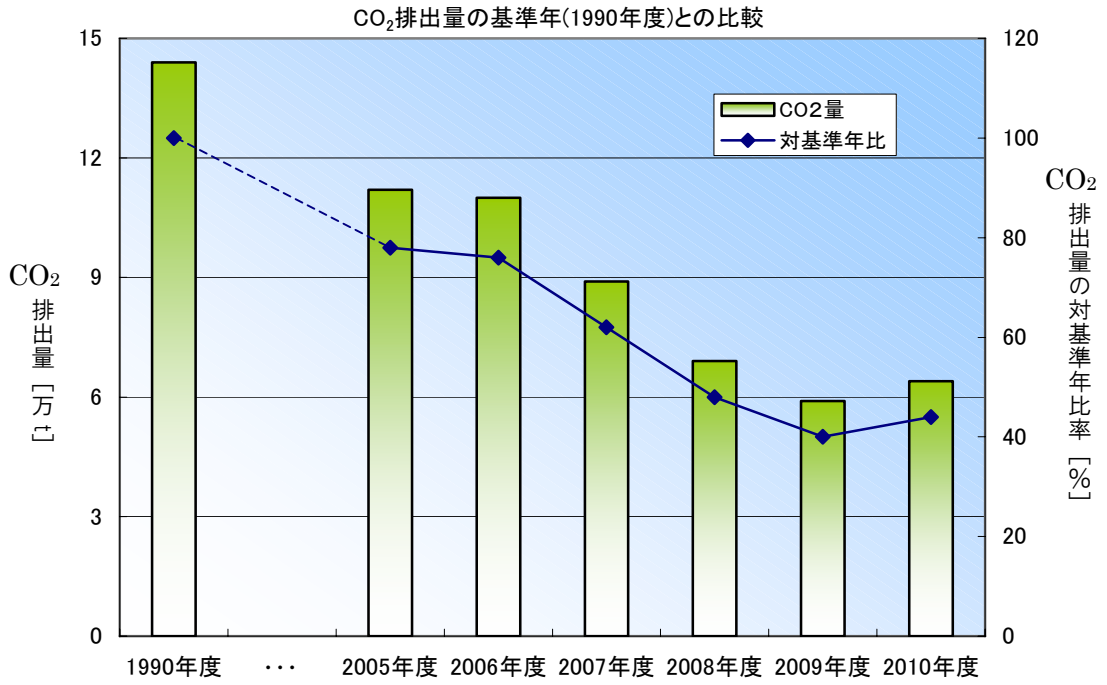

インプット・アウトプット

当社及び新巴川製紙㈱は、原材料やエネルギーを使用して製品を製造すると同時に、排気･排水や廃棄物を排出しています。これら 2 社の生産活動における環境負荷の全体像をまとめました。

製造工程の見直しや改善を進めることで、より効率的に製品の製造を行うとともに、生産活動にともない発生した廃棄物は、削減と再資源化に努めています。2010 年度は生産量の増加もありインプット、アウトプット共に前年度より増加となっております。

INPUT

原材料	
原紙	1,843t
パルプ	13,147t
フィルム	1,347t
薬品	15,250t

エネルギー	
購買電力	11,204 万 kwh
用水	1,196 万 t
重油	770KL
都市ガス	8,999 千㎥

OUTPUT

製品

26,201t

排気・排水

CO_2 排出量	6.4 万 t
排水量	1,124 万 t

廃棄物

5,131t

（うち、リサイクル 2,266t
埋立処分 116t）

電力使用量の推移

2010年度の電力使用量は生産量の増加に伴って2009年度より増加となっております。2011年度は設備の改造や機器のインバーター化など、省エネのための投資を積極的に進めていく予定でおります。

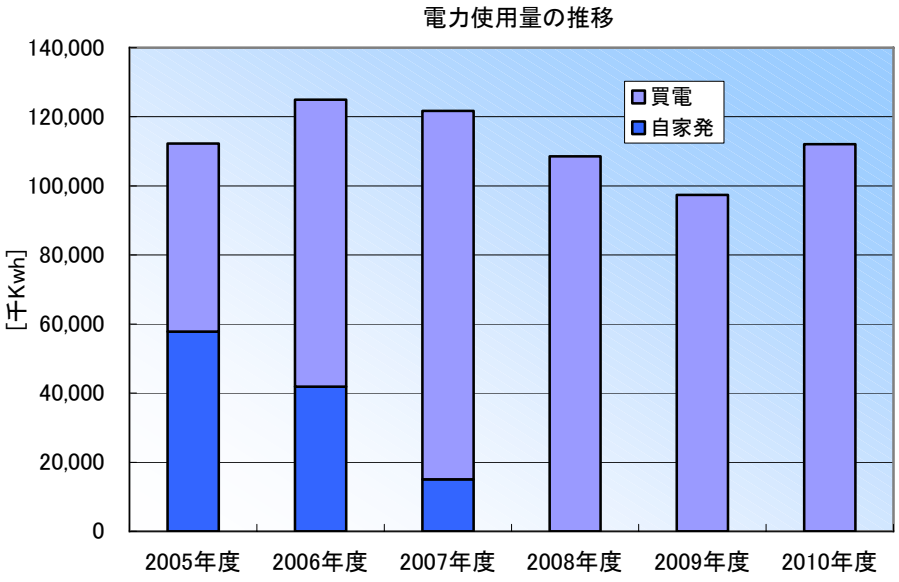

排水水質、大気への排出物質の推移

静岡事業所では豊富な地下水を用水として利用しており、使用後は凝集沈殿槽を備えた総合排水処理施設にて適切に処理した後、河川に放流しています。清水事業所では静清工業用水を利用しており、使用後は静岡市の公共下水道に排水しています。いずれの事業所とも定期的な測定監視を実施しており、排水の水質基準遵守に努めております。また、静岡事業所が大気に放出する排出ガスは、LNG を燃料とするボイラー及び PS（ペーパースラッジ）焼却炉から排出されるばいじん、窒素酸化物等様々ありますが、こちらも定期的な測定監視を行い排出基準の遵守に努めております。

静岡事業所の水質基準

	PH	SS	BOD	COD
基準値	6.0～8.5	40mg/L 以下	20mg/L 以下	—
2010 年度	7.3	2.5	7.9	7.3
2009 年度	7.2	2.2	7.7	8.7
2008 年度	7.2	2.7	6.9	6.4
2007 年度	7.2	2.4	6.9	7.2
2006 年度	7.2	2.2	4.9	6.9

ボイラー，ＰＳ焼却炉の排出ガス中の大気汚染物質濃度の推移

ボイラー	ばいじん濃度	窒素酸化物濃度
基準値	0.1g/㎥N 以下	150ppm 以下
2010 年度	-	32
2009 年度	-	28
2008 年度	-	28
2007 年度 8 月以降	0.001 未満	32
基準値	0.18g/㎥N 以下	150ppm 以下
2007 年度 8 月まで	0.01	130
2006 年度	0.01	123

2007 年 8 月に LNG に燃料転換実施。
ばいじん濃度測定は 5 年に 1 回以上

PS 焼却炉	ばいじん濃度	窒素酸化物濃度	硫黄酸化物排出量	塩化水素
基準値	0.25g/㎥N 以下	300ppm 以下	7.6 ㎥N/h 以下	700mg/㎥N 以下
2010 年度	0.035	25	0.01 未満	3.9 未満
2009 年度	0.070	37	0.01 未満	4.8 未満
2008 年度	0.039	36	0.01 未満	3.9 未満
2007 年度	0.043	33	0.01 未満	4.1 未満
2006 年度	0.044	25	0.01 未満	3.5 未満

硫黄酸化物排出量は排出基準（K 値＝10.0）から算出。

廃棄物量の推移

2010 年度の廃棄物の総量は 5,131t と前年比 10%増となりました。内訳は、産業廃棄物として委託処理したものは 2,864t、有価として売却したもの（リサイクル）は 2,266t となっております。昨年に比べ総廃棄物量は増加しておりますが、有価物として売却した廃棄物も増加しており有価物化比率は変わっておりません。有価物化の比率を増やすよう分別収集の徹底を引き続き実施してまいります。

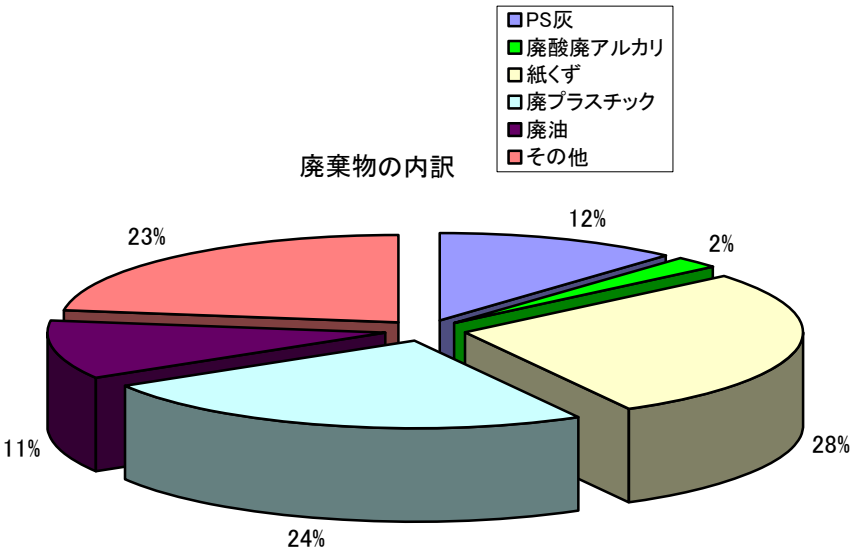

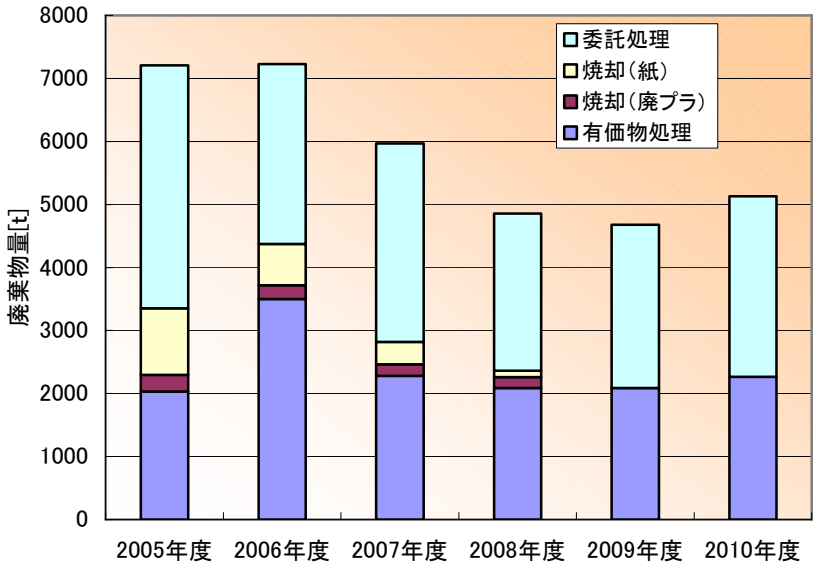

●化学物質・環境関連物質への対応

近年、化学物質のリスク管理の観点から国内では労働安全衛生法の通知対象物質見直し、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律）の対象物質見直し、化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）の改正（既存化学物質を含め、１ｔ以上製造又は輸入する物質について用途・量を毎年届け出）が行われています。国際的な動きとしては、EUのREACH規制（化学物質管理に関する規制）及びCLP規則（化学品の表示・分類・包装に関する法律）が運用され、またGHS対応も進められています。

当社では、有害化学物質や使用制限のある物質・法により使用状況の管理を義務付けられている物質を環境関連物質として指定しており、製品及び工程中に使用する原材料等への含有状況を管理し、取引先企業との（サプライチェーンにおける）情報伝達に取り組んでいます。こういった情報伝達の仕組みとして国内では、JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）やJAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）の活動があり、当社はこれらの活動と整合するよう取り組んでいます。

●環境会計

環境保全活動にかかるコストについて、環境省の「環境会計ガイドライン2005」を参考にまとめました。集計範囲は2010年4月1日から2011年3月31日までの静岡・清水両事業所（関連会社含む）の環境保全コストです。

環境保全コスト　　単位：百万円

分　類		主な取り組みの内容	投資額	費用額	備考
(1)　事業エリア内コスト			57.23	118.93	
（内訳）	(1)-1　公害防止コスト	水質汚濁防止対策。騒音防止対策(ブロアー購入、修繕)等	－	85.90	
	(1)-2　地球環境保全コスト	生産設備用動力トランスの更新	6.84	1.49	注１
	(1)-3　資源循環コスト	新型分級機、ブロワーの導入	50.39	31.54	注２
(2)　上･下流コスト		容器包装等の低環境負荷化のための追加的コスト。環境関連物質の分析費用。	－	15.80	注３
(3)　管理活動コスト		各種会議・教育、定期審査、内部監査	－	31.13	注４
(4)　研究開発コスト		環境配慮製品・サービスの開発等	4.00	33.48	
(5)　社会活動コスト		地域クリーン活動等	－	1.99	注５
(6)　環境損傷対応コスト		汚染負荷量賦課金(ＳＯx)等	－	27.59	注６
合　　計			61.23	228.92	

注１：人の活動により地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係わる環境保全コスト
注２：有価・無価を問わず有用な資源を継続的・循環的に利用するためのコスト
注３：主たる事業活動に伴ってその上流または下流で生じる環境負荷を抑制するためのコスト
注４：環境マネジメントシステムに関連して発生するコスト
注５：事業活動に直接的には関係のない社会活動における環境保全に取り組むコスト
注６：事業活動が環境に与える損傷に対応して生じるコスト

巻末資料

コーポレート・ガバナンス体制

●コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度の枠組みの中で、執行役員制度により、経営の監督と執行を分離し、スピーディな意思決定、客観的なチェック機能の強化および積極的な情報開示に取り組んでいます。

2011 年 3 月末時点、社外取締役 2 名を含めた 7 名の取締役体制になっています。また監査役 4 名中に社外監査役が 2 名含まれています。

【コーポレート・ガバナンス体制】

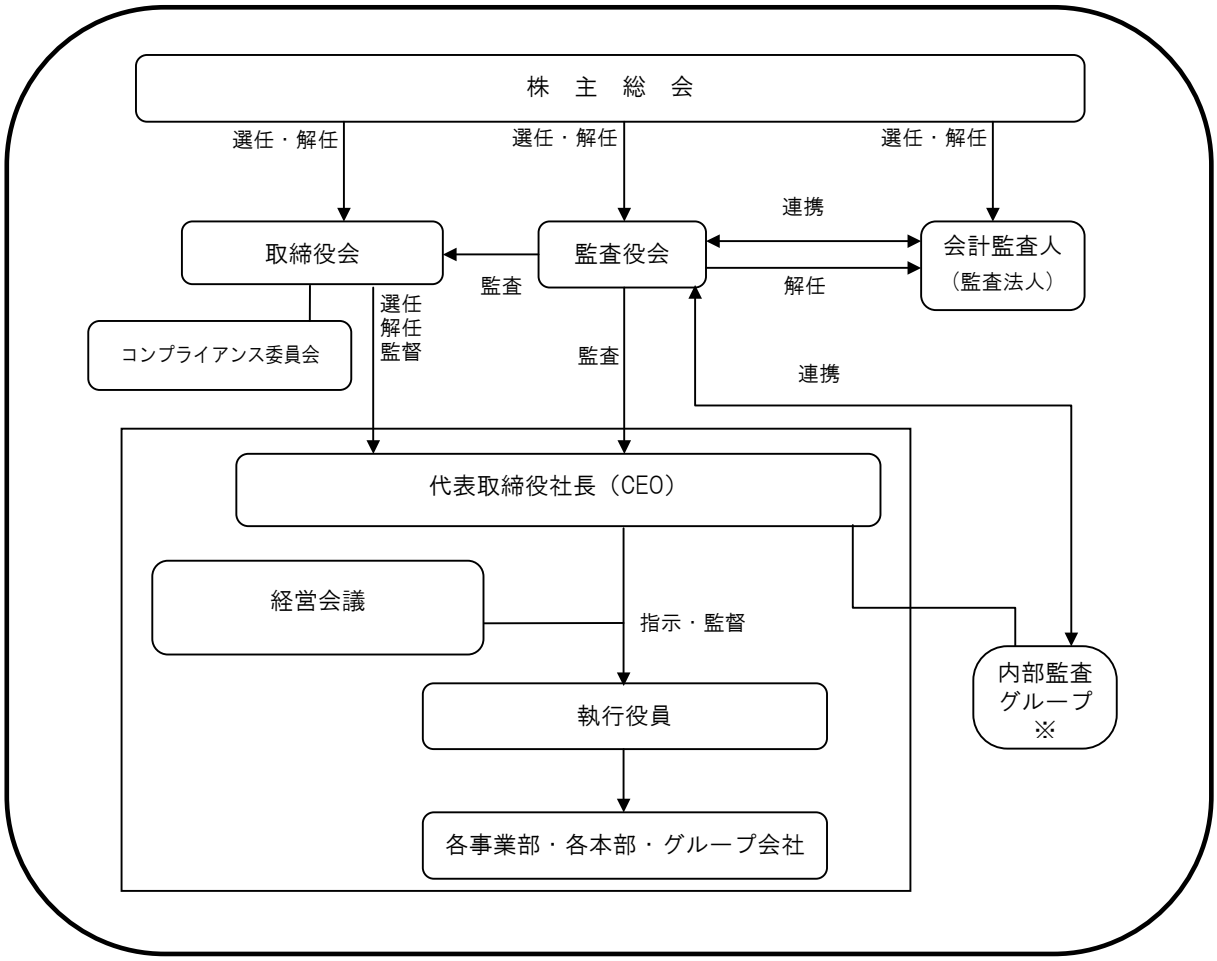

※内部監査室は 4 月 1 日付けで内部監査グループに名称変更しています。

●内部統制への取り組み

TOMOEGAWA グループでは、TOMOEGAWA 内部統制基本方針をベースにコンプライアンス、リスクマネジメント、ディスクロージャー、財務報告に係る内部統制の整備と運用に鋭意取り組んでおります。

TOMOEGAWA 内部統制基本方針（2011 年 4 月改定）

当社は、創業精神の「誠実」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWA グループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムの改善に努める。

１． 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）組織

・取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を招聘する。

・代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される取締役会において業務執行状況を報告する。

・取締役会は取締役及び適任と判断する従業員をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、TOMOEGAWA グループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を審議し、審議内容を取締役会に報告するとともに、必要に応じて代表取締役社長に改善策の採用を勧告する。

・コンプライアンスの実施責任者としてコンプライアンス統括室長を任命する。同室長の指揮の下、内部監査グループが TOMOEGAWA グループ全体のコンプライアンスへの取り組みを促進する。

（2）施策

・代表取締役社長は、TOMOEGAWA グループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。

・TOMOEGAWA グループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、代表取締役社長によるコンプライアンス宣言、TOMOEGAWA グループ行動規範及び TOMOEGAWA グループコンプライアンス行動指針から成る TOMOEGAWA グループ企業倫理に従う。誓約書を代表取締役社長に提出して企業倫理の順守を誓約する。

・内部監査グループの責任において、役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWA グループ各社のコンプライアンス活動の指導、コンプライアンス委員会への定期的報告、コンプライアンス違反への対策等を実施する。

・内部通報システムの運用により TOMOEGAWA グループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWA グループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、コンプライアンス統括室長に加え、監査役及び外部弁護士を指定する。この内部通報システムに加え、代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。

・市民生活に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず毅然とした態度で対応する。

（3）監査

・監査役は、法令に基づく権限を行使し、内部監査グループ及び会計監査人と連係して取締役の職務執行の適正性を監査する。

・内部監査グループが内部統制の活動状況を調査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

２．　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。

・取締役、執行役員及び監査役は、必要なときはいつでも上記の文書を閲覧できる。

・社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。

３．　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・TOMOEGAWA グループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理マニュアル）を定め、コンプライアンス統括室長を統括責任者とし、内部監査グループを統括部署として、リスク管理を実施する。

・地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。関係者が即座に必要な措置が取ることができるように、なすべきことを定めた小冊子を関係者全員に配布する。

・内部監査グループが、リスク管理マニュアルの定めに基づいて、リスク管理プログラムの監査を実施する。

４．　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。

・代表取締役社長は、当社及び TOMOEGAWA グループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る経営会議に諮問する。

・当社は、TOMOEGAWA グループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、事業部長が当該連結事業の責任を負う。本部長がその他子会社の業務管理責任を負う。

・子会社の重要業務案件は当社の経営会議において審議され、決裁規程の定めに従って決裁される。

・コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。

・子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。

・当社の内部監査グループは、監査役と連係し、子会社業務の監査を行う。

６．　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・取締役は、監査役から補助スタッフ設置の要請があった場合は、これに同意する。

・補助スタッフを設置しない場合、監査業務は内部監査グループが補助し、その他については社長室が補助する。

７．　監査役補助スタッフの取締役からの独立性に関する体制

・監査役補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の同意を求める。

８．　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、取締役会の他、当社の重要な意思決定に関わる経営会議等の会議に出席し、取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける。

・取締役は、当社及び TOMOEGAWA グループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

・監査役は、TOMOEGAWA グループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。

・取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え監査役に報告すべき事項を監査役との協議の上決定する。

９．　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、内部監査グループ及び会計監査人に監査計画の提出を求め、また内部監査グループ及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。

・監査役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。

・監査役は、TOMOEGAWAグループ各社の監査役との連絡会を開催し、監査業務についての意見交換を行う。

・取締役は、監査役の意見を尊重して監査役監査の環境整備に努める。

以上

コンプライアンスへの取り組み

私たち、TOMOEGAWA グループは、社会の一員としての責任を自覚し、
「TOMOEGAWA グループ行動規範」を定めます。

TOMOEGAWA グループ行動規範

私たち、TOMOEGAWA をはじめとする巴川グループは、1914 年設立以来の伝統である創業精神、「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」に基づいて、ここに巴川グループ行動規範を定めます。

【1.法令の遵守】
・国内外の法令およびその精神を遵守するとともに、高い倫理観をもって行動します。
【2.有用な製品とサービスの提供】
・開拓者精神に則って製品の研究・開発を通じた革新への挑戦をつづけ、社会的に有用な製品とサービスを、安全性に最大限の配慮をして誠実に提供します。
【3.環境との調和】
・地球規模の環境保全を実現するために、「事業活動と環境との調和」を経営の最重要課題と位置づけ、グリーンチップ㊇企業にふさわしい全従業員参加による環境保全活動に努めます。
【4.公正、透明、誠実な事業活動】
・公正、透明、誠実な企業活動を通じて、顧客、株主、地域社会など全てのステークホルダーの期待に応えます。
【5.積極的な情報開示】
・全てのステークホルダーに対して、積極的かつ正確な企業情報を開示します。
【6.社会や地域との調和】
・良き企業市民として、積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与します。
【7.国際社会との協調】
・海外においては、現地の文化や習慣を尊重し、良識ある事業活動を心がけ現地の発展に貢献します。
【8.従業員の尊重】
・従業員の人格と個性を尊重し、意欲や能力を最大限発揮できる、安全で働きやすい職場環境を作ります。
【9.知的財産の保護】
・会社の知的財産は、重要な会社資産であり、その権利の保全に努めるとともに、他社の知的財産を尊重し不正な使用はしません。
【10.反社会的勢力との断絶】
・市民社会に脅威を与える反社会的勢力や団体には毅然とした態度で対応します。

行動規範の国際版として「code of conduct」を定めています。

Code of Conduct

Since its establishment in 1914, Tomoegawa Co., Ltd. (″Tomoegawa″), has sought to contribute to society by following its founding spirit: “Sincerity”, “Dedication to society” and “Frontier spirit”. Through this Code of Conduct we wish that all enterprises affiliated with Tomoegawa be guided by a dedication to our founding spirit.

1. Forced Labor:
We do not use forced or involuntary labor of any kind.

2. Equal Employment/Non-discrimination:
All employment decisions shall be based solely on the ability of an individual to do the job with or without accommodation. There shall be no discrimination on any basis including, but not limited to, the following: race, creed, disability, gender, marital or maternity status, religious or political beliefs, age, sexual orientation or national origin.

Management shall recognize the dignity of the individual, and the right to a work place free of harassment, abuse or corporal punishment.

3. Child labor:
We do not employ any person below the age of 15. When local standards are higher, no person under the legal minimum age will be employed.

4. Remuneration:
We shall ensure that wages paid for a standard working week shall always meet the applicable minimum legal standards.

5. Working hours:
We shall comply with applicable laws regarding hours or work. Assignment of overtime work may be necessary to meet the demands of our customers and our industry. When it is necessary to assign overtime work such will be assigned on an equitable basis and/or in accordance with any applicable collective bargaining agreement.

6. Health and safety:
We shall endeavor to provide a safe and healthy working environment and shall take appropriate and lawful steps to prevent accidents and injury to health arising out of the working environment.

7. Environment:
We shall give full consideration to ecology and nature and make every possible effort to minimize our impact on the environment.

8. Compliance:
1) Competition
We shall operate our business in a free and competitive manner and in accordance with applicable laws and regulations regarding competition. We shall not knowingly enter into an agreement which illegally restrains competition.

2) Taxation
We shall respect and comply with the laws and regulations governing taxation in every country where we transact business.

9. Technical transfer:
We shall endeavor to use and transfer our technologies and technical know-how in order to improve the technological capability of the countries in which we do business.

10. Adherence to Code of Conduct:
We shall strive at all times to ensure that this Code of Conduct is strictly followed at every place where our business is conducted.

Should it come to our attention that this Code of Conduct is violated, we shall endeavor to investigate the allegation and resolve the situation as quickly as possible.

TITH（巴川影像科技（恵州）有限公司）では、「code of conduct」の中国語訳を作成し、従業員に説明した上で掲示し周知しています。

リスクマネジメントへの取り組み

TOMOEGAWA グループではリスクマネジメント方針を制定し、リスクの抽出や評価、特定リスクの選定、リスク対応の管理に取り組んでいます。

リスクマネジメント方針

基本理念

TOMOEGAWA グループは、リスクマネジメントを経営の重要課題と位置づけ、グループの経営戦略および各事業の戦略と連動したリスクマネジメントを推進することにより、グループ各社の健全な成長と企業価値の向上を図る。

リスクマネジメント行動指針

1. 常にリスクの重要性を認識し、最善のリスク対策に努める。
2. TOMOEGAWA グループ構成員の安全及び健康並びにグループの経営資源の保全を図る。
3. リスクが顕在化した場合、情報を迅速にトップに伝達し、被害の最小化を図る。
4. 人道的・社会的視点を優先した対応を図る。
5. 被害が生じた場合には、速やかな回復を図る。
6. 優先順位の高いリスクは速やかに対応する。
7. リスクに関連する社会的要請をリスクマネジメントシステムに反映する。

ディスクロージャーへの取り組み

TOMOEGAWA グループでは情報開示基本方針を制定し、会社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに対し企業情報を開示し、経営の透明性を高めることに取り組んでいます。

1.情報開示の基本姿勢

当社グループは、行動規範において「積極的な情報開示」を掲げ、会社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに対して、企業情報を「適時に」「正確に」「わかりやすく」「公平に」開示し、企業経営の透明性を一層高めていくことを基本方針としています。

2.情報開示の基準

(1)会社法・金融商品取引法等関係諸法令、証券取引所の定める適時開示規則に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速かつ正確な情報開示を行います。

(2)上記(1)に該当しない情報であっても、ステークホルダーをはじめ広く社会の皆さまに役立つ情報については、可能な範囲で適時、正確かつ公平な開示を行います。

3.情報開示の方法

(1)適時開示規則に該当する情報開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する TD-NET および関係記者クラブなどの報道機関に公開します。

(2)適時開示規則に該当しない情報開示は、その重要性、緊急性に応じて、プレスリリースや記者会見など適切な方法で行います。

(3)上記のとおり TD-NET のほか、説明会、報告書、印刷物、等さまざまな方法により開示された情報は、ホームページに適宜掲載します。

4.情報開示の社内体制

当社グループの適時開示情報に関する業務については、社内規程に基づき、具体的な業務分担を明確に定めています。

5.沈黙期間

当社グループは、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関するお問い合わせには一切回答を差し控えることとしています。

6.免責事項

開示情報は、当社グループについて深くご理解頂くことを目的としており、投資に関する勧誘を目的としたものではありません。開示情報のうち、将来の業績等に関する見通しは、現時点で入手可能な情報による判断であり、実際の業績は、経済情勢等の外部環境の変更やさまざまな不確定要素により、見通しと大きく異なる可能性があることをご承知おきください。

金融商品取引法に基づく内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針

－基本理念－

当社及び当社グループは、「創業精神」である「誠実・社会貢献・開拓者精神」を経営の基本理念とし、内部統制活動を通じて財務報告の信頼性を確保することにより企業価値を向上させる。

－基本方針－

当社及び当社グループは、金融商品取引法や関連する諸法令に基づき財務諸表を作成するとともに、下記事項に従って、全社的な内部統制並びに財務諸表作成に関わる業務プロセスを整備・運用し、その状況を定期的に評価・改善することにより、財務報告の信頼性を確保する。

記

１．当社及び当社グループは、財務報告の信頼性が達成されているとの合理的な保証を得るため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びＩＴ（情報技術）への対応の 6 つの基本的要素からなる内部統制プロセスを業務に組み込み、組織内のすべての者が遂行することを確実にする。

２．当社及び当社グループは、財務報告に係る内部統制の固有の限界を認識する中で、基本的要素を有機的に結びつけ一体化して機能させることにより、財務報告の信頼性を合理的な範囲で達成するよう努める。

３．当社及び当社グループは、財務報告に係る内部統制に関係する者の役割と責任を次のとおり定める。

3-1.当社の代表取締役社長は、財務報告の信頼性に係る最終的な責任を負う。代表取締役社長は、本基本方針に基づいて当社及び当社グループの内部統制を整備及び運用する統括的な管理業務を遂行する補助者として経営戦略本部長を任命する。

3-2.当社の取締役会は、代表取締役による内部統制の整備及び運用に対し、監督責任を負う。

3-3.当社の監査役会は、業務監査の一環として、財務報告の信頼性を確保するための体制を含め、内部統制が適切に整備及び運用されているかを監視する。

3-4.当社の代表取締役社長は、有効な内部統制の整備及び運用の責任者として、財務報告に係る内部統制を評価する。代表取締役社長は、評価補助者として内部監査室長及び、必要に応じて、その他の部署の要員を任命する。

3-5.当社及び当社グループの組織内のすべての者は、自らの業務の責任と権限の範囲で、内部統制の整備及び運用に一定の役割を担う。

3-6.当社の代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を重視する姿勢を研修等適切な手段により当社及び当社グループの組織内のすべての者に周知させる。

株式会社巴川製紙所

社会･環境報告書 2011

［お問い合わせ先］
コンプライアンス統括室
〒421-0192
静岡県静岡市駿河区用宗巴町 3 番 1 号
TEL：054(256)4187
FAX：054(256)4197
http://www.tomoegawa.co.jp